

# 歯科診療報酬に関する中医協での論点

来年の診療報酬改定に向け、厚労省が中医協総会に提示した「歯科医療」、「個別事項(その6:業務の効率化・合理化)」、「在宅医療(その1:在宅歯科医療)」から概要を紹介する。

## 1. 歯科医療

### (1) 歯科外来診療の充実

#### 【現状及び課題】

- 平成30年度診療報酬改定において、院内感染防止対策を推進する観点から歯科初診料及び歯科再診料の見直しを行った。
- 歯科初・再診料の院内感染防止対策に係る届出医療機関数は、令和元年10月1日現在、65,294施設(95%)であった。
- 歯科初・再診料の院内感染対策に係る施設基準で研修要件が規定されているのは、歯科医師のみである。
- 患者の理解が深まるよう、口腔内の状態や治療内容等について、紙面やモニターを用いて説明を行っている。

#### 【論点】

- 歯科外来診療における院内感染防止対策等を充実させるための対応について、基本診療料やその加算、施設基準等を含め、どのように考えるか。
- 歯科医療機関での外来環境を充実させるため、歯科外来環境体制加算の要件等を見直しはどうか。

#### 【編注】

- ・小椋正之歯科医療管理官は、滅菌作業をするのは歯科医師ではないことが多いとし、院内感染防止対策の研修要件が歯科医師のみとなっていることを報告した。
- ・林正純委員(日歯常務理事)は、機器の滅菌、感染対策には相応の費用が必要とし、院内感染防止対策への正当な評価を求めた。
- ・吉森俊和委員(全国健康保険協会理事)は、手間やコストがかかることに理解を示しつつも、評価充実の前に医療従事者の研修、学校教育の充実で院内感染対策の実施を根付かすことが優先とした。
- ・幸野庄司委員(健康保険組合連合会理事)は、院内感染対策の点数引き上げには、明確な根拠、エビデンスがなければ、賛同できないとした。

### (2) 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進等

#### 【現状及び課題】

- 歯科医療機関を受診した患者について、同一初診期間が6ヶ月以上である患者の割合は約25%であった。
- 歯周病は活動期と休止期を繰り返しながら進行することを踏まえた管理が重要である。
- 平成30年度に新設された小児に対する口腔機能管理は、「咀嚼機能の評価」が必須項目となっているため、乳歯萌出前の患者は対象となっていない。
- 平成30年度に新設された高齢者に対する口腔機能管理加算は、算定が伸びていない。
- 平成30年度診療報酬改定において、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準に、地域包括システムでの活動実績を追加した。この施設基準は、令和2年3月31日までの経過措置中である。

#### 【論点】

- 歯科疾患の継続管理を更に充実させるために、その評価方法も含め、どのような対応が考えられるか。
- 歯周病等の歯科疾患は継続した治療等を行うことが重要であり、途切れることなく継続管理するために、長期管理への評価を行うことも含め、どのような対応が考えられるか。
- 小児に対する口腔機能管理について、口腔機能の維持向上に関する指導を充実させるためには、その評価方法も含め、どのような対応が考えられるか。
- 高齢者に対する口腔機能管理について、口腔機能の維持向上に関する指導を充実させるためには、その評価方法も含め、どのような対応が考えられるか。

#### 【編注】

- ・吉森俊和委員(全国健康保険協会理事)は、疾患症状の管理区分別に治療期間や対応頻度など継続管理の要件定義を明確にすることを求めた。
- ・幸野庄司委員(健康保険組合連合会理事)は、継続した管理の場合、1回目ではなく、2回目以降に算定可能とすべきとした。
- ・林正純委員(日歯常務理事)は、初診時に管理計画策定し説明することから、再診時に算定とはならないと主張した。

### (3) その他

#### 【現状及び課題】

- 手術用顕微鏡加算を用いた処置の評価は、4根管または槌状根に対して加圧根管充填を行った場合に限られる。
- 経口摂取を行っていない者の口腔には課題が多く、様々なケースが存在する。
- 先天性疾患に起因しない3歯以上の永久歯萌出不全(埋伏歯開窓術を必要とするもの)に対する矯正治療は保険適用となっているが、広範囲顎骨支持型補綴の適用にはなっておらず、通常の補綴治療では治療困難な例がある。
- 静脈内鎮静法は、歯科治療に対して非協力的な小児患者等に対して行われているが、麻酔管理に要した時間に関わらず、その評価が一律である。

#### 【論点】

- 歯科固有の技術の評価を必要に応じて見直しはどうか。
- 生活の質に配慮した歯科医療に対する評価についてどのように考えるか。

## 2. 個別事項(その6:業務の効率化・合理化)

### 【歯科診療報酬明細書について】

- 歯科診療報酬明細書には、紙媒体による手書き請求の利便性の観点から、あらかじめ診療行為名称等が記載されている。
- 一方、当該様式には日付や部位等の情報欄が無いことから、これらの情報の摘要欄への記載を求めており、医療従事者の負担になっているとの指摘もある。

### 【令和2年度診療報酬改定での対応案】

- 医療従事者の負担軽減や効率的な事務の推進のため、歯科診療報酬明細書を、算定日順に整理した様式に見直し、摘要欄への記載を簡素化できるようにしてはどうか。
- 医療現場への影響を鑑み、改修等に対して経過措置を設けてはどうか。
- 紙媒体による手書き請求に限定して、当面の間、従前の様式でも差し支えないこととしてはどうか。

## 3. 在宅医療(その1:在宅歯科医療)

### 【現状及び課題】

- 近年、施設において歯科訪問診療を実施している歯科診療所は、居宅で歯科訪問診療医療を提供している歯科診療所を上回った。
- 歯科訪問診療料の算定回数は全体的に増加傾向にあり、特に歯科訪問診療2及び3の割合が多い。
- 平成30年度診療報酬改定において在宅療養支援歯科診療所の施設基準の見直しを行ったところであり、令和2年3月31日まで経過措置中である。

#### 【論点】

- 患者のニーズにあわせた歯科訪問診療を推進するために、近年における診療報酬改定の内容を踏まえ、どのような対応が考えられるか。
- 在宅療養患者の口腔機能の維持向上を推進するために、どのような対応が考えられるか。

## コーティング処置の算定12月から

生活歯歯冠形成を実施した歯に対して行ったコーティング処置が12月請求分から保険収載された。1歯1回に限り間接歯髄保護処置を準用し30点を算定し、保険収載材料は、ハイブリッドコートⅡである。

記載要領が示され、処置・手術のその他欄に、「コーティング処置 30×○」と記すこととされた。

12月2日付で発出された疑義解釈の事務連絡は下記のとおり。

### 【疑義解釈(その18)】

#### 【歯科用シーリング・コーティング材】

問1 令和元年12月1日付けで保険適用された歯科用シーリング・コーティング材を用いたコーティング処置について、準用技術として区分番号「I001」に掲げる歯髄保護処置の「3 間接歯髄保護処置」を算定することとなっているが、区分番号「M001」に掲げる歯冠形成の「1 生活歯歯冠形成」と同日に算定できるか。

(答) 算定できる。

問2 令和元年12月1日付けで保険適用された歯科用シーリング・コーティング材を用いたコーティング処置について、区分番号「I001」に掲げる歯髄保護処置の「3 間接歯髄保護処置」を実施した歯に対して、後日、区分番号「M001」に掲げる歯冠形成の「1 生活歯歯冠形成」及びコーティング処置を行った場合、準用技術として間接歯髄保護処置を算定できるか。

(答) 算定できる。